

第 2 章

管轄の変遷

2 管 轄 の 変 遷 (その一)

(昭30. 3.31現在)

施行年月日	沿 革	市 町 村 数 の 消 長			
		総数	市	町	村
明治21. 4. 1	(市制、町村制施行前)	1 675		282	1 393
22. 4. 1	(市制、町村制施行)	195		6	189
23. 3.15	神崎郡東五箇荘村を旭村に改む				
23. 3.15	東浅井郡南福村を大郷村に改む				
24. 4. 1	坂田郡南箕浦村を息郷村に改む				
24. 5. 6	犬上郡北青柳村大字松原の区域をもつて松原村を設置	196		6	190
25. 6.25	犬上郡安水村を亀山村に改む				
25.10. 5	愛知郡東小椋村大字高野の区域をもつて高野村を設置	197		6	191
27. 5.12	蒲生郡桜谷村を分けて東桜谷村及び西桜谷村を設置	198		6	192
27. 6. 5	神崎郡八条村を分けて能登川村(能登川・北須田・南須田)伊庭村(伊庭)五峰村(佐生・佐野・猪子・山路・林)を設置	200		6	194
27. 8.18	甲賀郡水口村を町となす	200		7	193
27. 8.22	野洲郡義王村を祇王村に改む				
27.12. 1	坂田郡息長村大字顔戸、高溝、舟崎の区域をもつて日撫村を設置	201		7	194
30. 3. 1	坂田郡法性寺村大字加田、加田今の区域をもつて神田村を設置	202		7	195
30. 4. 1	栗太郡草津村を町となす	202		8	194
30. 8.15	神崎郡栗見村大字新宮、乙女浜の区域をもつて栗見荘村を設置	203		8	195
31. 4. 1	神崎郡葉枝見村が愛知郡に編入				
31.10. 1	滋賀郡大津町に市制施行	203	1	7	195
34. 7.20	滋賀郡膳所村を町となす	203	1	8	194
34. 7.20	滋賀郡堅田村を町となす	203	1	9	193
35.11. 1	高島郡大溝村を町となす	203	1	10	192
36. 6. 1	甲賀郡石部村を町となす	203	1	11	191
37. 2. 1	野洲郡守山村を町となす	203	1	12	190
39.12.26	高島郡今津村を町となす	203	1	13	189
42.10. 1	愛知郡愛知川村を町となす	203	1	14	188
44.10.17	野洲郡野洲村を町となす	203	1	15	187
大正元. 9.10	犬上郡高宮村を町となす	203	1	16	186
5. 4. 1	甲賀郡土山村を町となす	203	1	17	185
7. 4. 1	伊香郡木之本村を町となす	203	1	18	184
10. 8.15	甲賀郡長野村を町となす	203	1	19	183
12.11.15	坂田郡入江村を町となし、米原町に改む	203	1	20	182
昭和 2. 1. 1	栗太郡瀬田村を町となす	203	1	21	181
2.11. 8	神崎郡栗見荘村を廃し、同部入幡村に編入	202	1	21	180
5. 1. 1	滋賀郡石山村を町となす	202	1	22	179

2 管轄の変遷(その一)

Table with columns: 施行年月日, 沿革, 市町村数の消長 (Total, City, Town, Village). Rows list administrative changes from 1928 to 1975.

2 管轄の変遷(その一)

Table with columns: 施行年月日, 沿革, 市町村数の消長 (Total, City, Town, Village). Rows list administrative changes from 1946 to 1975.

3 管轄の変遷

本県は封建の世において、幕府の直領、諸侯の封地、公卿の食邑、旗士の菜地、社寺領等140余に区割せら

Timeline table showing administrative changes from Meiji 4 to Showa 12, listing various prefectures and dates.

変遷(その二)

れたが一々之を挙げると繁雑に渉るので明治4年以降に於ける管轄の変遷を示すと次の通りである。

Timeline table showing administrative changes from Meiji 16 to Showa 29, detailing regional mergers and city formations.

## 2 管轄の変遷（その一）

施行年月日	沿 革	市 町 村 数 の 消 長			
		総数	市	町	村
昭和28.10.1	(町村合併促進法施行)	160	3	24	133
29.3.21	蒲生郡中野村と神崎郡八日市町を合併、神崎郡八日市町となす	159	3	24	132
29.3.31	蒲生郡八幡町、岡山村、金田村、桐原村、馬淵村の区域をもつて近江八幡市を設置	155	4	23	128
29.4.1	蒲生郡安土村、老蘇村を廃し、その区域をもつて安土町を設置	154	4	24	126
29.8.15	蒲生郡平田村、市辺村、玉緒村、神崎郡御園村、建部村及び八日市町を廃し、その区域をもつて八日市市を設置	149	5	23	121
29.9.1	甲賀郡信楽町、雲井村、小原村、朝宮村及び多羅尾村を廃し、その区域をもつて信楽町を設置	145	5	23	117
29.10.1	栗太郡治田村、葉山村、金勝村、及び大宝村を廃し、その区域をもつて栗東町を設置	142	5	24	113
29.10.1	東浅井郡湯田村、田根村、下草野村及び七尾村を廃し、その区域をもつて浅井町を設置	139	5	25	109
29.10.15	栗太郡志津村、草津町、老上村、山田村、笠縫村及び常盤村を廃し、その区域をもつて草津市を設置	134	6	24	104
29.11.3	愛知郡東押立村、西押立村、豊棕村を廃し、その区域をもつて湖東町を設置	132	6	25	101
29.11.3	高島郡広瀬村、安曇町、青柳村及び本庄村を廃し、その区域をもつて安曇川町を設置	129	6	25	98
29.12.1	伊香郡北富永村、南富永村、古保利村を廃し、その区域をもつて高月町を設置	127	6	26	95
29.12.1	伊香郡杉野村、高時村、木之本町、伊香具村を廃し、その区域をもつて木之本町を設置	124	6	26	92
29.12.15	伊香郡余呉村、丹生村、片岡村を廃し、その区域をもつて余呉村を設置	122	6	26	90
30.1.1	神崎郡旭村、南五個荘村、北五個荘村を廃し、蒲生郡安土町の一部(清水鼻)の区域をもつて五個荘町を設置	120	6	27	87
30.1.1	愛知郡稻枝村、稻村、葉枝見村を廃し、その区域をもつて稻枝町を設置	118	6	28	84
30.1.1	東浅井郡小谷村、速水村を廃し、その区域をもつて湖北町を設置	117	6	29	82
30.1.1	高島郡海津村、剣熊村、西庄村、百瀬村を廃し、その区域をもつてマキノ町を設置	114	6	30	78
30.1.1	高島郡今津町、川上村、三谷村を廃し、その区域をもつて今津町を設置	112	6	30	76
30.1.1	高島郡新饒村、饒庭村を廃し、その区域をもつて新旭町を設置	111	6	31	74
30.1.15	野洲郡守山町、小津村、玉津村、河西村及び速野村を廃し、その区域をもつて守山町を設置	107	6	31	70
30.2.1	愛知郡角井村、西小穂村を廃し、その区域をもつて愛東町を設置	106	6	31	69
30.3.3	野洲郡北里村を廃し、その区域を近江八幡市に編入	105	6	31	68
30.3.16	蒲生郡日野町、東桜谷村、西桜谷村、西大路村、鎌掛村、南比都佐村及び北比都佐村を廃し、その区域をもつて日野町を設置	99	6	31	62
30.3.31	伊香郡七郷村を廃し、その区域を高月町に編入	98	6	31	61